## 表 5-7(1/2)　調査、予測及び評価手法（動物）

<table>
<tr><th colspan="3">調　　査</th></tr>
<tr><th>調　査　対　象</th><th colspan="2">調　査　手　法　等</th></tr>
<tr><td>動物相の状況<br><br>・哺乳類<br>・鳥類<br>・爬虫類<br>・両生類<br>・昆虫類<br>・魚類<br>・底生動物<br>・猛禽類</td><td>現地調査</td><td>＜調査範囲＞<br>・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(魚類、底生動物、猛禽類を除く)。魚類、底生動物は原市沼川とします。<br>（図5-6参照）<br>＜調査期間、回数及び方法＞
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査時期・回数</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td>哺乳類</td><td>春 4月-5月、夏6月-7月、<br>秋9月-10月、冬12月-2月<br>各１回</td><td>直接観察法、フィールドサイン法、<br>シャーマントラップ法、無人撮影法</td></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、<br>夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、<br>冬12月-2月<br>各１回</td><td>任意観察法、直接観察法（定点センサス法、ルートセンサス法）</td></tr>
<tr><td>爬虫類</td><td rowspan="2">早春 2月-3月、春 4月-5月、<br>夏 6月-7月、秋 9月-10月<br>各１回</td><td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調査</td></tr>
<tr><td>両生類</td><td>直接観察法</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、<br>夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月<br>各１回</td><td>直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法</td></tr>
<tr><td>魚類</td><td>春 4月-5月、夏7月-8月、<br>秋 9月-11月、冬12月-2月<br>各１回</td><td>タモ網、投網、セルビン、カゴ網による捕獲調査</td></tr>
<tr><td>底生動物</td><td>春 4月-5月、夏7月-8月、<br>秋 9月-11月、冬12月-2月<br>各１回</td><td>コドラート法による定量採集、<br>タモ網を用いた定性採集</td></tr>
<tr><td>猛禽類注</td><td>2営巣季<br>1月-8月 (3日/月×8ヶ月)<br>2定点（令和6年1月から実施）<br>3定点（令和7年1月から1定点追加）</td><td>「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-平成24年 環境省自然環境局野生生物課」に準拠</td></tr>
</table>
注:猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とします。</td></tr>
<tr><td>保全すべき種の状況</td><td>現地調査</td><td>保全すべき種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにします。</td></tr>
<tr><td>生息環境の状況</td><td>既存資料（含む現地調査結果）調査</td><td>植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにします。</td></tr>
</table>

## 表 5-7(2/2)　調査、予測及び評価手法（動物）

<table>
<tr><th colspan="3">予　測　・　評　価</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境影響要因</th><th>予測手法等</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事中</td><td>建設機械の稼働<br>資材運搬等の車両の走行<br>造成等の工事</td><td rowspan="2">＜予測対象＞<br>・保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度<br>＜予測時期＞<br>・動物の生息の特性を踏まえて保全すべき種への環境影響を的確に把握しますことができる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域周辺地域とします。<br>＜予測方法＞<br>・調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種、生息地について、分布または生息環境の改変の程度を把握し、事例の引用または解析による。</td><td rowspan="2">①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br><br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</td></tr>
<tr><td>存在・供用時</td><td>施設の存在</td></tr>
</table>

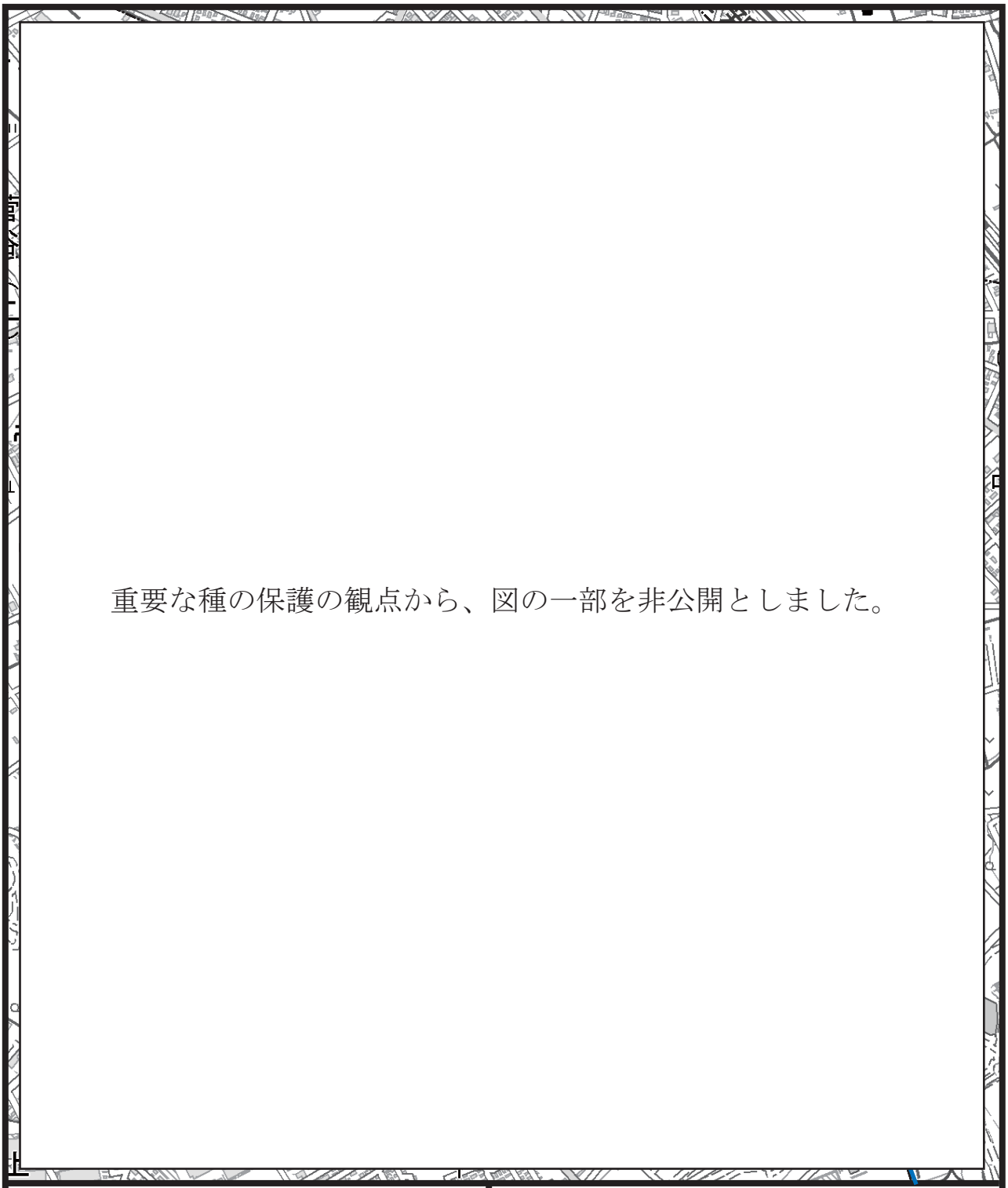


凡例

：対象事業実施区域

：調査範囲

：原市沼川

【哺乳類】
：ｼｬｰﾏﾝﾄﾗｯﾌﾟ法調査地点
：無人撮影法調査地点

【鳥類】
：定点ｾﾝｻｽ法調査地点
：ﾙｰﾄｾﾝｻｽ法調査地点

【昆虫類】
：ﾗｲﾄﾄﾗｯﾌﾟ法調査地点
：ﾍﾞｲﾄﾄﾗｯﾌﾟ法調査地点

【魚類・底生動物】
：魚類・底生動物調査地点

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図5-6(1/2)　動物調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

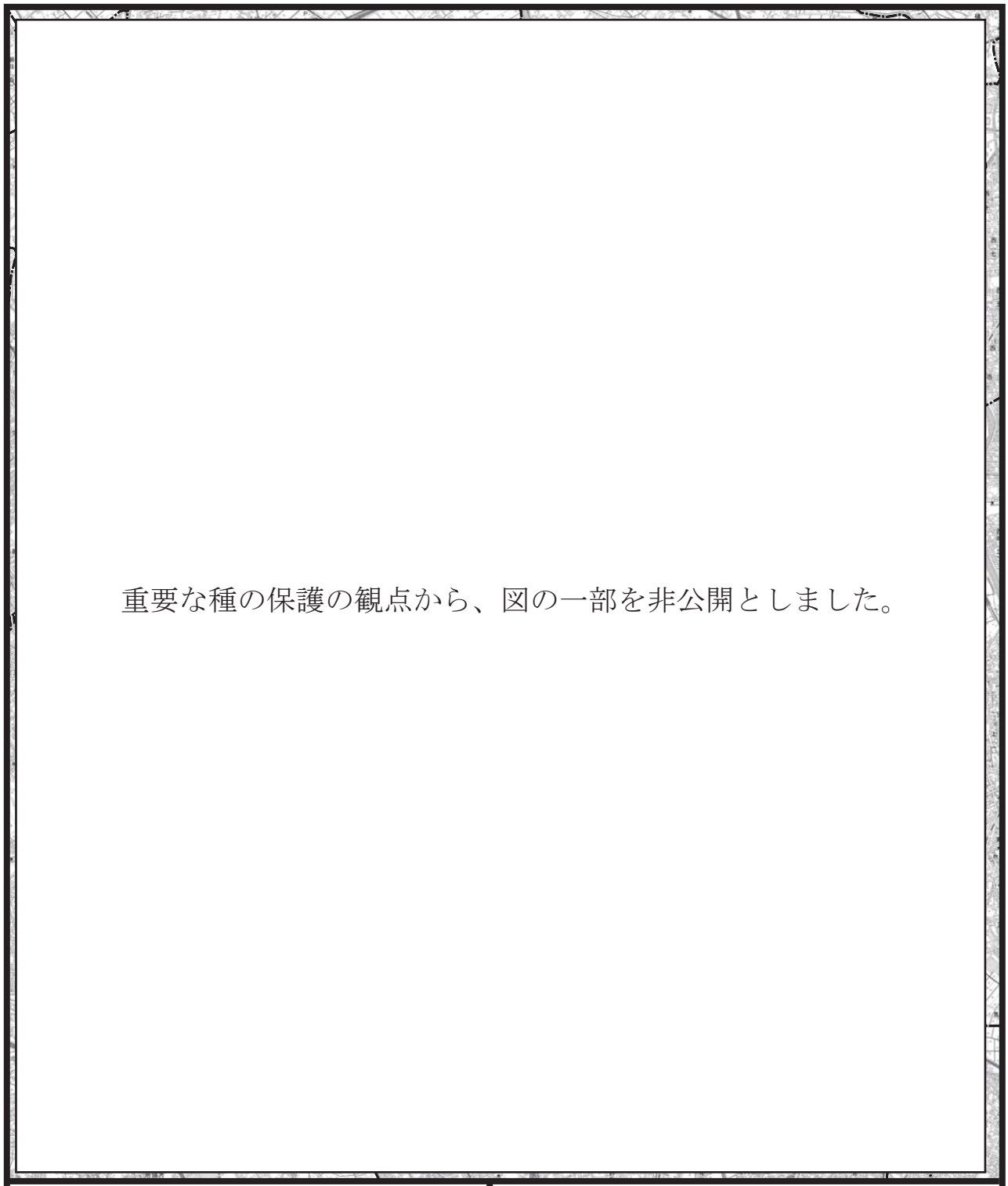


凡例

：対象事業実施区域

：猛禽類調査地点(定点)

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図5-6(2/2)　猛禽類調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

哺乳類調査状況（無人撮影法、シャーマントラップ法）

鳥類調査状況（定点センサス法、ルートセンサス法）

両生類・爬虫類調査状況（直接観察法）

昆虫類調査状況（ライトトラップ法）

魚類調査状況（投網）

猛禽類調査状況

写真 5-5　動物調査例

## 表 5-8(1/2)　調査、予測及び評価手法（植物）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 |
| 植物相<br>植物群落<br>大径木 | ＜調査範囲＞<br>・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(図5-7参照)。<br>また、原市沼川（魚類、底生動物の調査地点付近）とします。<br>＜調査期間、回数＞<br>・早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、<br>秋10月上旬-11月上旬に各１回とします。<br>＜調査方法＞<br>・調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録します。<br>・現存植生：植物社会学的手法（ブラウンーブランケの全推定法）に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにしますとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成します。<br>・群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握します。<br>・潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認します。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成します。 |
| 保全すべき種、群落の分布、生育の状況 | 保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにします。 |
| 生育環境の状況 | 生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにします。 |
| 緑の量<br>・緑被率<br>・緑視率 | 緑被率：植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握します。<br>緑視率：写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測します。 |
| | ＜調査範囲＞<br>・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします。<br>＜調査期間、回数＞<br>・任意の１回とします。 |

## 表 5-8(2/2)　調査、予測及び評価手法（植物）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 存在・供用時 | 造成等の工事施設の存在 | ＜予測対象＞<br>・保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度<br>＜予測時期＞<br>・植物の生育及び植生の特性を踏まえて保全すべき種及び群落への環境影響を的確に把握しますことができる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域周辺地域とします。<br>＜予測方法＞<br>・調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種の生育環境や群落の生育地が変化する程度を把握し、事例の引用または解析によります。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br><br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |

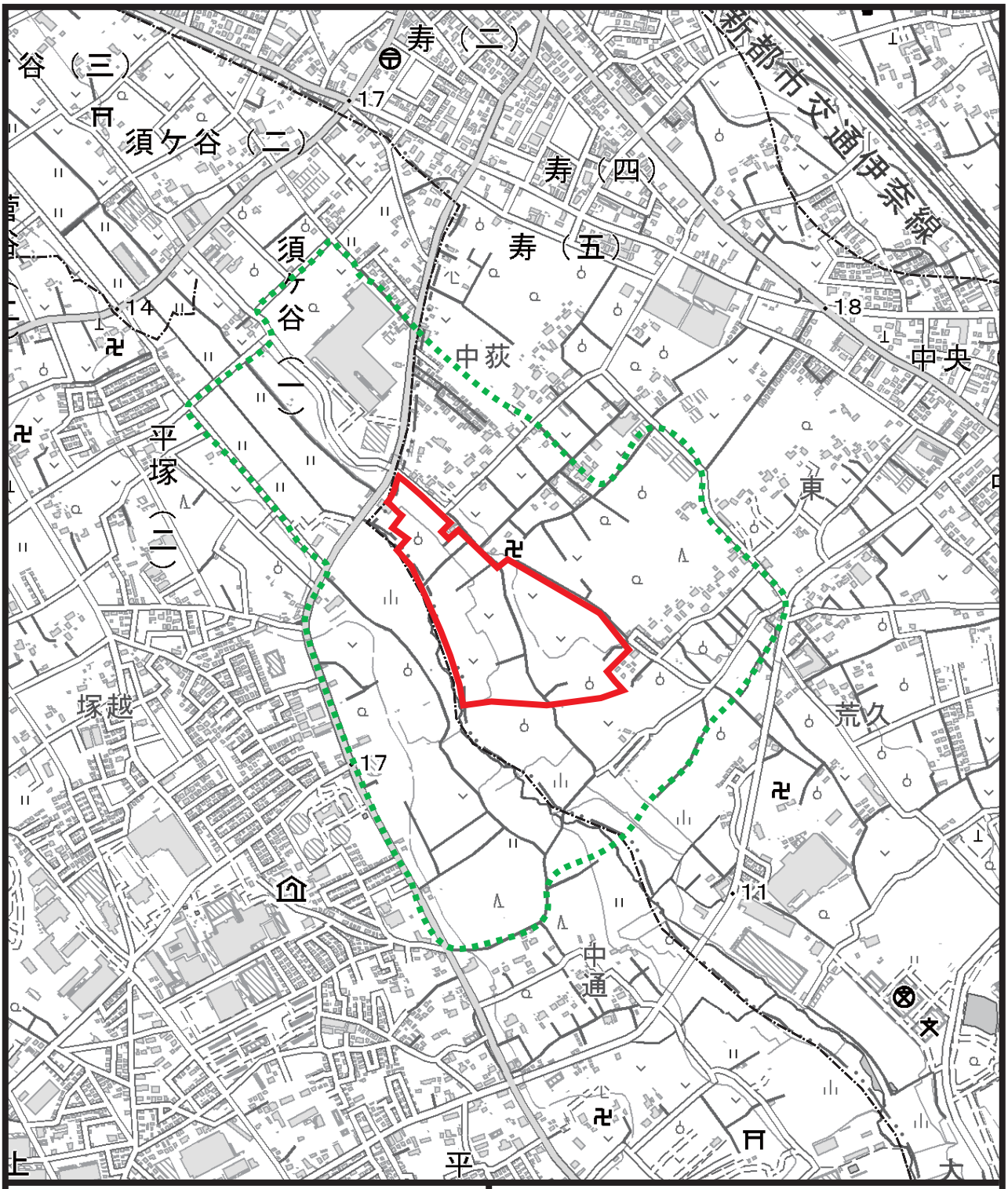


凡例

：対象事業実施区域

：植物調査範囲

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図5-7　植物調査範囲

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

## 表 5-9(1/2)　調査、予測及び評価手法（生態系）

| 調　　査 | | |
|---|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 | |
| 地域を特徴づける生態系 | 既存資料（含む現地調査結果）調査 | ＜調査範囲＞<br>・対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とします(図5-8参照)。<br>（猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果によります。）<br>＜調査期間、回数＞<br>・調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一としますが、必要に応じて適宜追加しますこととします。<br>＜調査方法＞<br>・動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理します。 |
| 着目種と関係種との関係<br>着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況 | 既存資料（含む現地調査結果）調査 | ・動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴（非生物環境を含む）等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理します。 |

## 表 5-9(2/2)　調査、予測及び評価手法（生態系）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 工事中 | 建設機械の稼働<br>資材運搬等の車両の走行<br>造成等の工事 | ＜予測対象＞<br>・地域を特徴づける生態系の着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度<br>＜予測時期＞<br>・動植物その他の自然環境の特性及び着目種等の特性を踏まえて、着目種等に係る環境影響を的確に把握しますことができる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域周辺地域とします。<br>＜予測方法＞<br>・調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析よります。<br>・着目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 |
| 存在・供用時 | 施設の存在 | | |

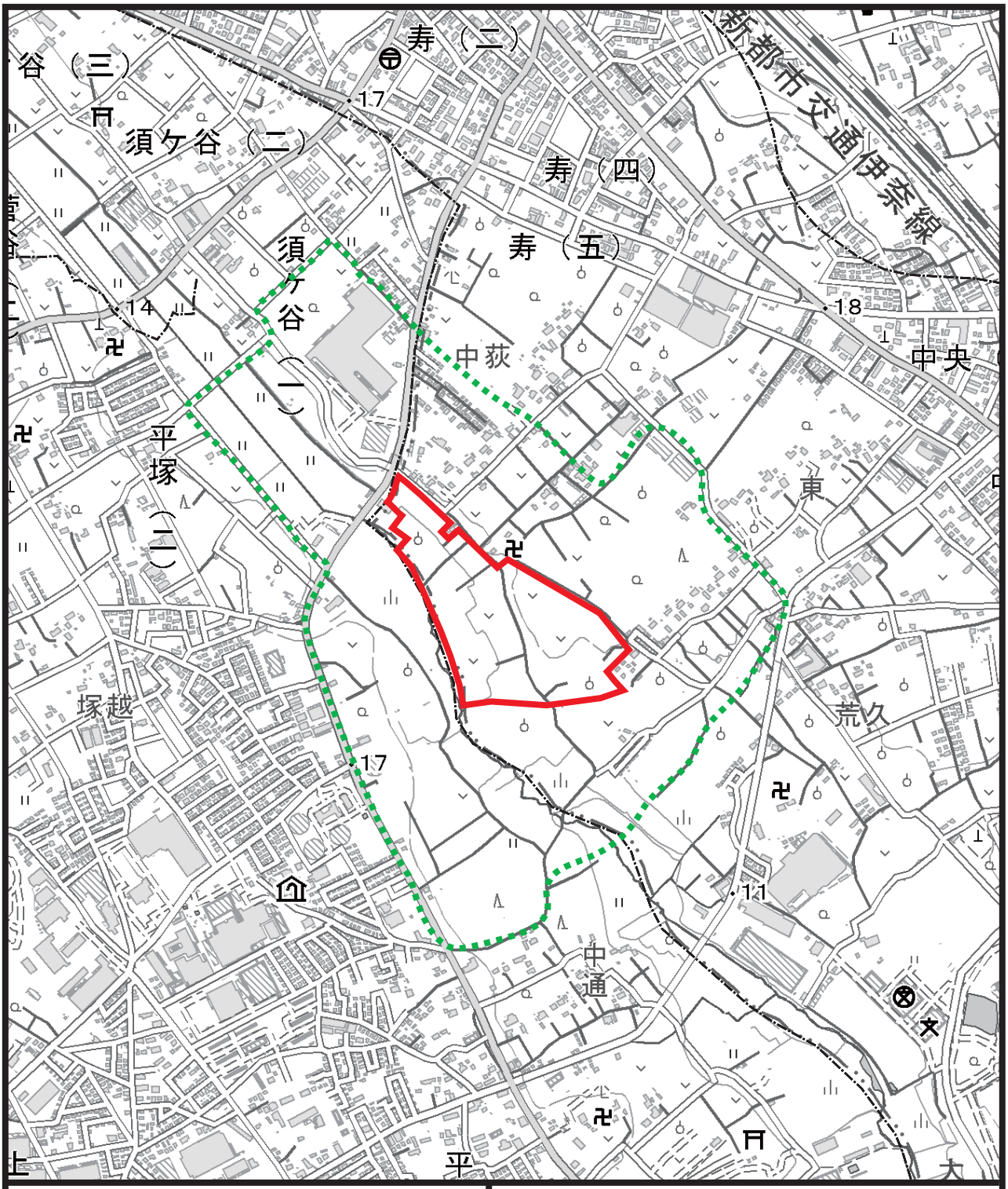


凡例

：対象事業実施区域

：生態系調査範囲

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図5-8　生態系調査範囲

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-10(1/2)　調査、予測及び評価手法（景観）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　対　象 | 調　査　手　法　等 |
| 主要な眺望景観の状況<br>主要な眺望地点の状況 | ＜調査地点＞<br>・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点<br>（主要な眺望地点11地点(図5-9参照)）<br>＜調査期間、時期等＞<br>・季節による景観の変化を考慮して４季調査とします。<br>＜調査方法＞<br>・写真撮影による。 |

表 5-10(2/2)　調査、予測及び評価手法（景観）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 存在・供用時 | 施設の存在 | ＜予測対象＞<br>・主要な眺望景観の状況<br>・主要な眺望地点の状況<br>＜予測時期＞<br>・景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期<br>＜予測地域＞<br>・調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域<br>＜予測方法＞<br>・主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法<br>・主要な眺望地点について、分布の改変の程度を把握した上で、事例のまたは解析によります。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br><br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |

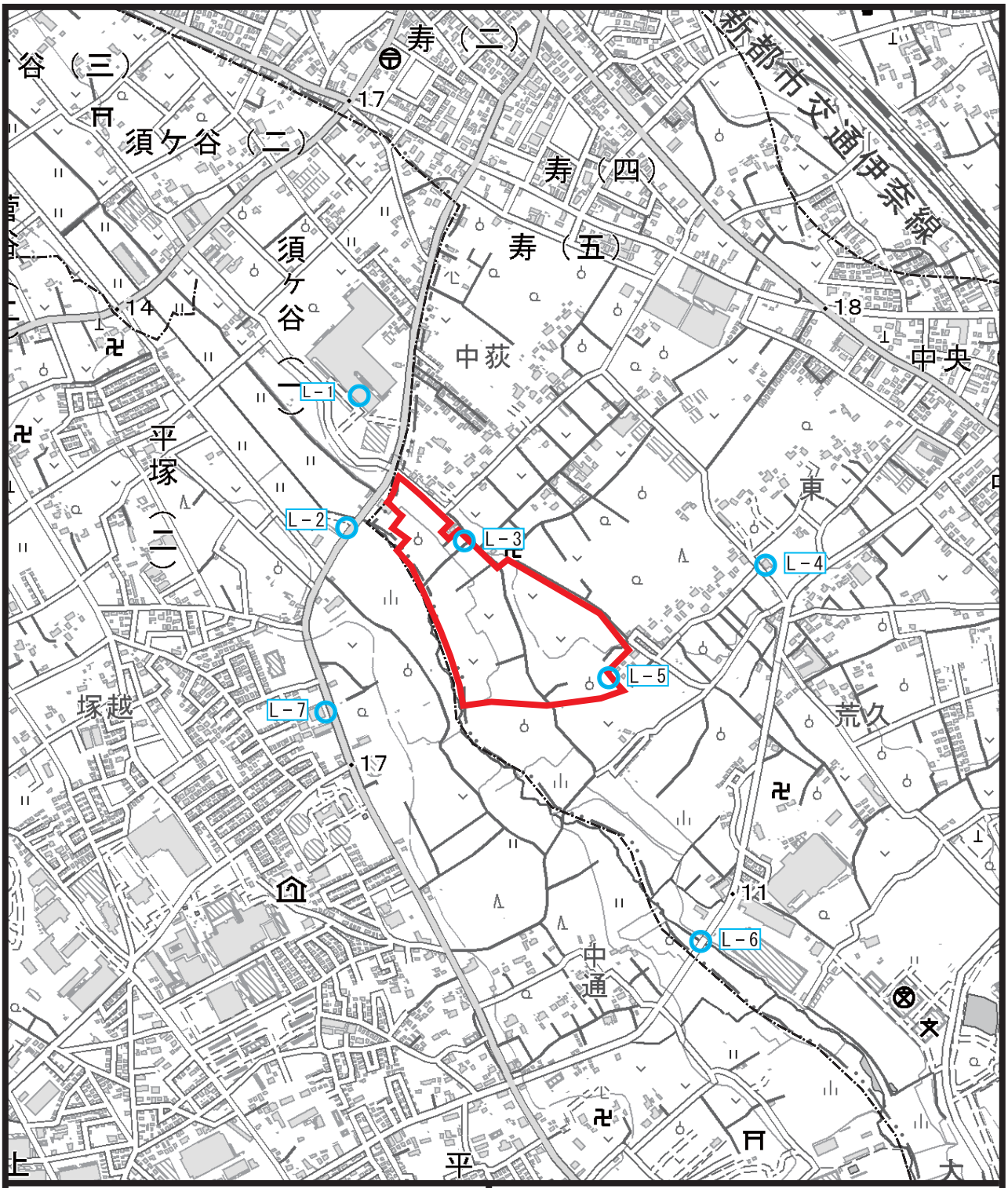


凡例

：対象事業実施区域

：景観調査地点

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図5-9(1/2)　景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

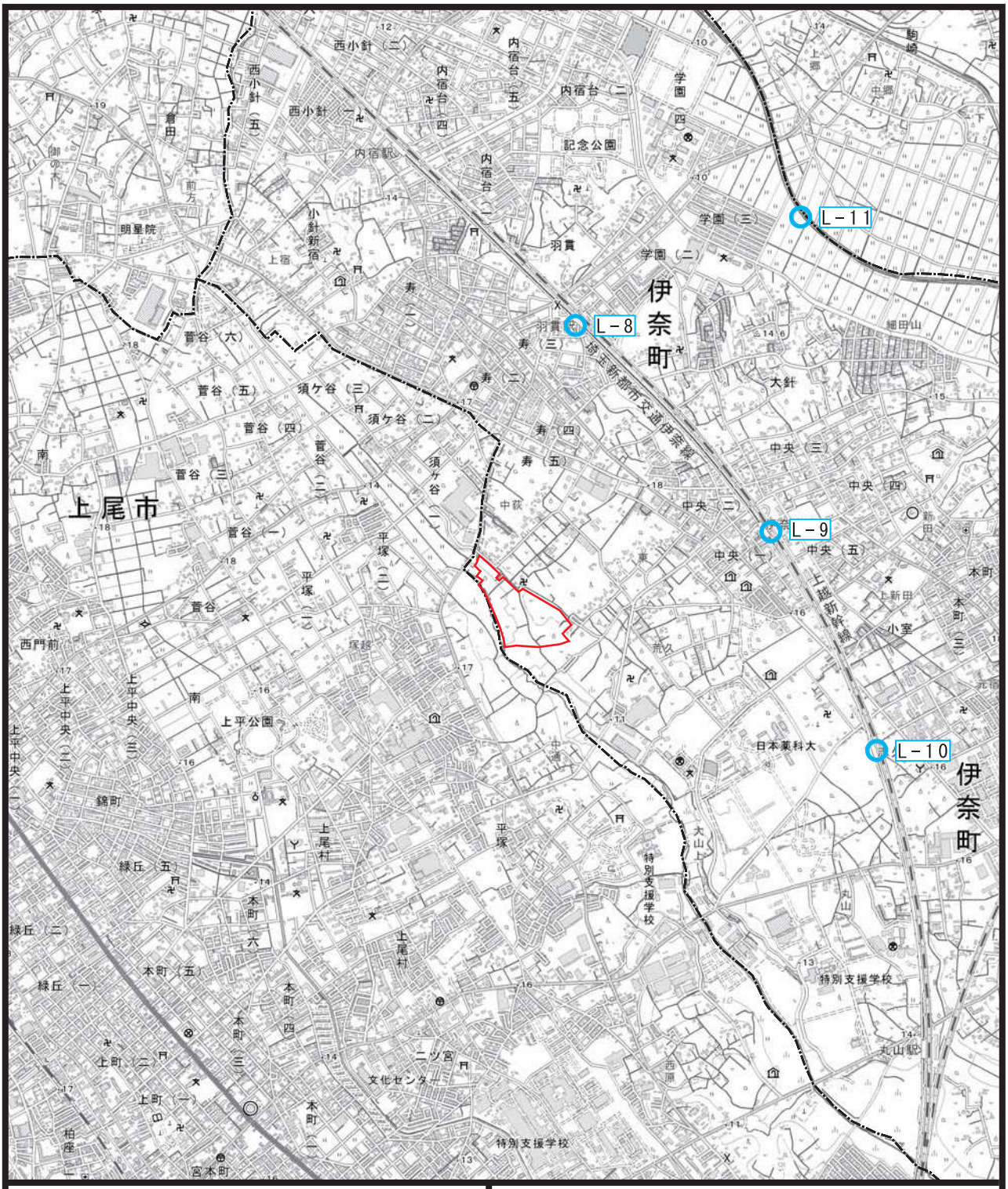


図5-9(2/2)　景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-11(1/2)　調査、予測及び評価手法（自然とのふれあいの場）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 |
| 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等<br><br>自然とのふれあいの場の利用状況<br><br>自然とのふれあいの場への交通手段の状況 | ＜調査地点＞<br>・自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします(図5-10参照）。<br>＜調査期間、時期等＞<br>４季に各１回とします。<br>＜調査方法＞<br>・現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによります。 |

表 5-11(2/2)　調査、予測及び評価手法（自然とのふれあいの場）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 工事中 | 建設機械の稼働<br>資材運搬等の車両の走行 | ＜予測対象＞<br>・主要な自然とのふれあいの場の利用環境の改変程度<br>＜予測時期＞<br>・自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る影響を的確に把握することができる時期<br>＜予測地域＞<br>・調査地域のうち、自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な自然のふれあいの場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域<br>・現地調査を行う地点とします。<br>＜予測方法＞<br>・主要な自然とのふれあいの場について、分布または利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用または解析によります。<br>・自然とのふれあいの場の現況調査結果と、工事中、施設の存在・供用時の他の項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせることにより、定性的に予測します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br><br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |
| 存在・供用時 | 施設の存在<br>施設の稼働 | | |

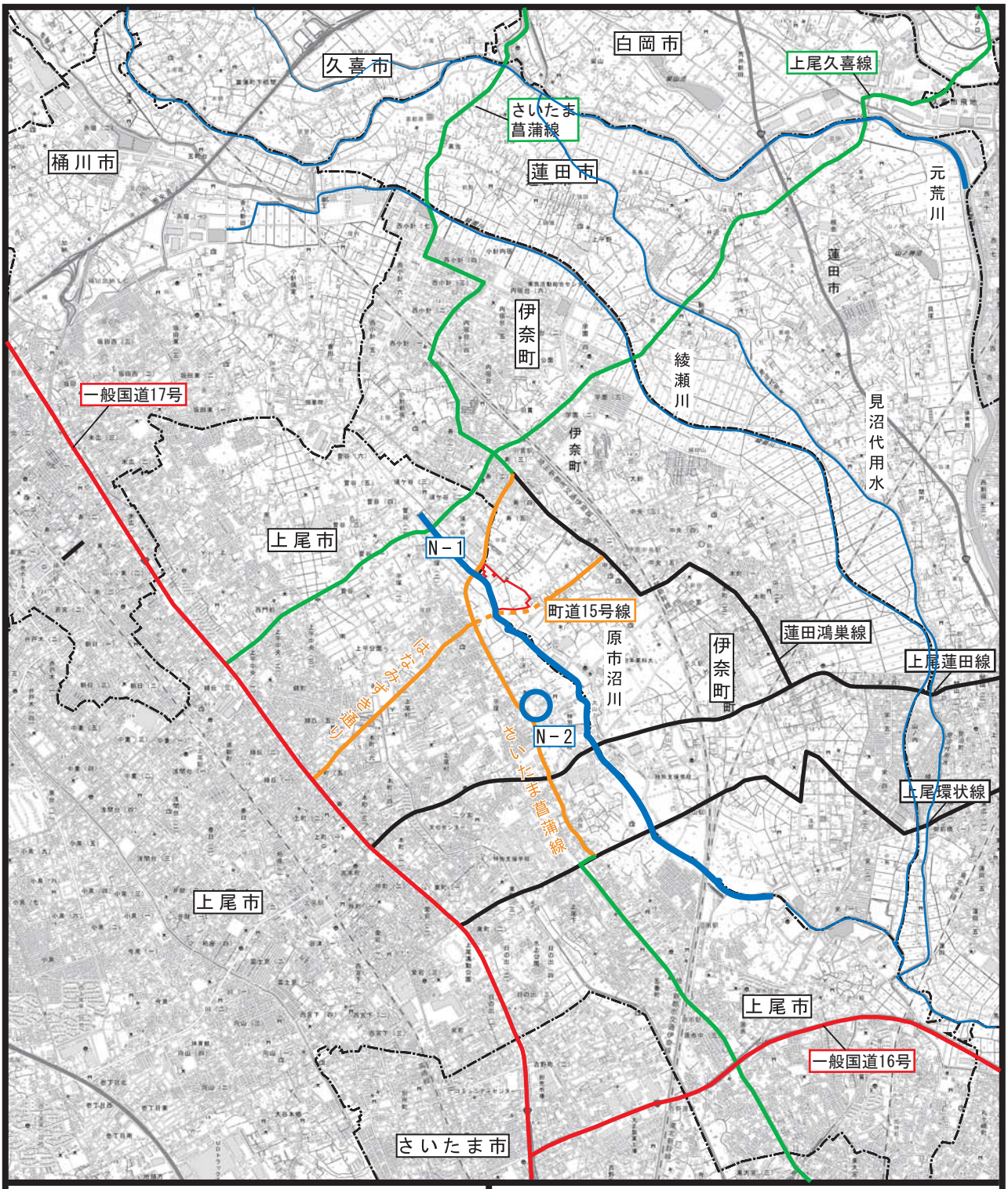


凡例

：対象事業実施区域

：原市沼川調査区間

：平塚公園

：主な搬出入道路
（破線部分は計画道路を示す。）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図5-10　自然とのふれあいの場
調査対象地等

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-12(1/2)　調査、予測及び評価手法（史跡・文化財）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 |
| 埋蔵文化財の分布状況<br>・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等<br>・埋蔵文化財の種類、価値等 | ＜調査地点＞<br>・対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とします。<br>＜調査期間、時期等＞<br>・任意の時期に１回とします。<br>＜調査方法＞<br>・現地踏査及び関係機関への聞き取りによります。 |

表 5-12(2/2)　調査、予測及び評価手法（史跡・文化財）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 存在・供用時 | 施設の存在 | ＜予測対象＞<br>・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度<br>＜予測時期＞<br>・史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域とします。<br>＜予測方法＞<br>・埋蔵文化財の現況調査結果と、事業計画内容の重ね合わせにより、定性的に予測します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②埼玉県又は伊奈町が史跡・文化財の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |

表 5-13(1/2)　調査、予測及び評価手法（日照阻害）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 |
| 日影の状況 | ＜調査地点＞<br>・冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とします。<br>＜調査期間、時期等＞<br>・冬至日またはその前後の時期に１回とします。<br>＜調査方法＞<br>・天空写真撮影によります。 |

表 5-13(2/2)　調査、予測及び評価手法（日照阻害）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 存在・供用時 | 施設の存在 | ＜予測対象＞<br>・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化<br>＜予測時期＞<br>・日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設供用後の冬至日とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域周辺及び現地調査を行う地点とします。<br>＜予測方法＞<br>・時刻別日影図、等時間日影図、天空図を作成し、日影の影響を定性的に予測します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②以下に示す基準等との整合性が図られていること。<br>・建築基準法<br>・埼玉県建築基準法施行条例 |

表 5-14(1/2)　調査、予測及び評価手法（電波障害）

| 調　　査 | |
|---|---|
| 調　査　事　項 | 調　査　手　法　等 |
| 電波の受信状況 | ＜調査地点＞<br>・電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。<br>＜調査期間、時期等＞<br>・任意の時期に１回とします。<br>＜調査方法＞<br>・電界強度測定車による路上調査とします。注 |

注:対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS 及びCS)とします。

表 5-14(2/2)　調査、予測及び評価手法（電波障害）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 存在・供用時 | 施設の存在 | ＜予測対象＞<br>・電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度<br>＜予測時期＞<br>・電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の供用後とします。<br>＜予測地域＞<br>・現地調査と同様とします。<br>＜予測方法＞<br>・遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とします。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②以下に示す基準等との整合性が図られていること。<br>・「建造物による受信障害調査要領」(平成17年3月、日本CATV技術協会)における受信画面の品質評価基準 |

## 表 5-15　調査、予測及び評価手法（廃棄物）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 工事中 | 造成等の工事 | ＜予測対象＞<br>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量<br>・廃棄物の排出抑制の状況<br>・残土の発生量及び処理の状況<br>＜予測時期＞<br>・工事期間全体とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域内とします。<br>＜予測方法＞<br>・工事計画に基づき定量的に予測します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②工事に伴い発生する廃棄物<br>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市、伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。<br>③施設の稼働に伴い発生する廃棄物<br>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |
| 存在・供用時 | 施設の稼働 | ＜予測対象＞<br>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量<br>・廃棄物の排出抑制の状況<br>＜予測時期＞<br>・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域内とします。<br>＜予測方法＞<br>・既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握します。<br>・事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法等を明らかにし、類似事例の引用または解析等により定量的に予測します。 | |

## 表 5.16　調査、予測及び評価手法（温室効果ガス等）

| 予　測　・　評　価 | | | |
|---|---|---|---|
| 環境影響要因 | | 予測手法等 | 評価手法 |
| 工事中 | 建設機械の稼働<br>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ＜予測対象＞<br>・温室効果ガスの種類ごとの排出量<br>・温室効果ガスの排出量削減の状況<br>＜予測時期＞<br>・工事期間全体とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域内とします。<br>＜予測方法＞<br>・工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定します。<br>・温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定します。 | ①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。<br>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。 |
| 存在・供用時 | 施設の稼働<br>自動車の走行 | ＜予測対象＞<br>・温室効果ガスの種類ごとの排出量<br>・温室効果ガスの排出量削減の状況<br>＜予測時期＞<br>・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。<br>＜予測地域＞<br>・対象事業実施区域内とします。<br>＜予測方法＞<br>・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定します。<br>・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定します。 | |